PMI News

No. 14

Published by Performance Management Institute for exchanging ideas and methods for HR and Communication

September 2006

編集責任者 野尻賢司 パフォーマンス・マネジメント研究所

651-1232 神戸市北区松が枝町 3-1-72

Email: nojirijn@iijmio-mail.jp

Tel/Fax: 078-581-2318

日本のビジネスマンの文化をそのままに、裁量労働概念 を導入することは危険だ

先日、外資企業の人事部長、マネジャーの勉強会をしたとき、裁 量労働(法定労働時間規制を受けずに自分の裁量で仕事をする こと)が話題となった。外資系、国内系両方の会社で人事マネジ ャーの経験があり、今、ドイツ系企業で勤務するA氏は「外資系企 業では、私も含め自立した社員が裁量労働制のメリットを十分に 活かしている実例を数多く見てきた。しかし、日本の国内企業で は、まだまだ昔ながらの文化が支配的であり、管理職を含め、社 員が十分に自立して働く環境にはない。今ここで、裁量労働制 を、そのような文化の職場に導入すると、ビジネスマンの長時間 労働が更に酷くなること必至である。」と大いなる懸念を表明し た。日本企業では、部下が黙って自分より先に退社することを嫌 う管理職がいたり、逆に、予定の仕事を完了させても、上司が残 っている限りは、居残り続ける部下が数多くいるのが実態だ。経 営者はまず、このような職場文化を改めることが先決である。これ に手をつけず、号令を出すだけで、社員が自立し、上司を残して サッサと退社するとでも思っているのであろうか。

「労働力の保全または培養のために必要な政策」

団塊の世代の人であれば、卒業生に対し名言の一つである「太った豚になるよりは、痩せたソクラテスになれ」と言葉を送った大河内一男元東大総長のことを、記憶されている方もおられるであるう。その大河内氏は社会政策論の分野では、大河内理論を打ち出した人としても有名であった。

「大河内理論によれば、社会政策は、資本主義社会において、労働力の保全または培養のために必要な政策である、とされる。社会政策のこの目的を達成するためには 総体としての資本が労働力の一定数量を円満に確保すること、 総体としての資本が労働力を収奪しつくしたり消耗しつくさないようにすること、総体としての資本が労働者側の社会的要求や社会的自覚に適切に対応すること、が必要であるとした。」 (Wikipedia から抜粋)

これに対し、京大の岸本英太郎教授などは、階級闘争や労働 組合運動などの大きな抵抗運動などの存在があって、初めて国 家は、その対抗措置として、社会政策を展開するとした。すなわ ち、この労働者側の運動の存在なしに、社会政策が自発的に展 開されることはないとした。

社会政策は大き〈後退しようとしている

いま、私は大河内氏が述べた「総体としての資本が労働力を収奪しつくしたり消耗しつくさないようにすること」に関して非常に危惧を抱いている。今政府は、経営側の意向をうけ、時間外労

働の規制を受けない裁量労働制を拡大しようとしている。昨年は 大手企業も含めてサービス残業問題が大きなニュースとなった。 このサービス残業を合法化する手段として経営側は裁量労働制 を拡大しようとしているが、政府には「総体としての資本が労働力 を収奪しつくしたり消耗しつくさないようにすること」の視点がまっ たく欠落している。東西冷戦が終わり、日本では労働組合運動も 凋落の一途である。大きな抵抗運動などの存在がない日本で は、今、規制緩和の名の下に、社会政策は大きく後退しようとし ているのである。やはり、岸本英太郎氏の説が正しいのか。

日本経団連はホワイトカラー・エグゼンプションを要求

日本経団連は 2005 年 10 月 労働契約法制に対する使用者側の基本的考え方」として、ホワイトカラー・エグゼンプションの早期導入を要求している。そして現在、労働関連法の改正を審議する労働政策審議会で審議の真っ最中である。管理職の一歩手前、働き盛りの 30 歳代をターゲットにしているようだ。

本家の米国では、ホワイトカラー・エグゼンプションは1940年にスタートしている。その2年前の38年に、ルーズベルト大統領は公正労働基準法をスタートさせ、時間外賃金に関する規定を定め、週40時間超の時間外労働に対し、50%の割増賃金支給を義務付けた。この高い割増率は時間外労働抑制の機能を果たしている。これに風穴を開けたのがエグゼンプション制度で、日本で管理職に時間外賃金が支給されないのと同様、管理職を含む特定職種において、割増賃金を支払うことなく時間外労働を可能にする道を開いたのだ。冒頭で述べた裁量労働はこのエグゼンプションのひとつである。

米国におけるエグゼンプト、ノン・エグゼンプト概念

エグゼンプション: 公正労働基準法で規定している時間外賃金の支給を適用除外(エグゼンプション)してよいという意味 エグゼンプト社員: 時間外賃金支給の適用除外者 ノン・エグゼンプト社員: 時間外賃金支給の適用除外をしない、すなわち時間外賃金対象者

編 | 集 | 後 | 記

毎日新聞社の週刊エコノミスト 9/19 号(現在、販売中)が「残業代が消える」という大見出しで特集を組んでいる。私も米国の実態を紹介する記事を書いているので、是非読んでいただきたい。働く者のワークライフバランスが崩れている現状に、大いなる危惧を抱いている一人として、いま、日米のホワイトカラーの文化的な差異を無視し、拙速に裁量労働制を拡大・導入することには反対である。もともと慢性的長時間労働のホワイトカラーが消耗しつくされること必至である。